

小 売 供 給 選 択 約 款

(融雪用季節契約)

小売供給選択約款一部変更の実施日
令和元年10月1日

古川ガス株式会社

小売供給選択約款（融雪用季節契約）目次

1. 目 的	- 1 -
2. 小売供給選択約款の変更	- 1 -
3. 用語の定義	- 1 -
4. 適用条件	- 2 -
5. 契約の締結	- 2 -
6. 使用量の算定	- 2 -
7. 料金	- 2 -
8. 単位料金の調整	- 3 -
9. その他	- 4 -
附 則	- 4 -
（別 表）	- 4 -
1. 適 用	- 4 -
2. 早収料金の算定方法	- 4 -
3. 料金表	- 5 -

1. 目 的

この小売供給選択約款は、負荷調整を推進しつつ、当社の製造・供給設備の効率的な利用を図り、以て合理的・経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。

2. 小売供給選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める小売供給選択約款（以下「小売選択約款」といいます。）を変更した場合、法令の改正により小売選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他当社が必要と判断した場合にはこの小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行う場合は、お客さまへの通知又はインターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び所在地、契約年月日、変更をした事項並びにお客さま番号（お客さまごとに付与する、ガスの供給地点を特定する番号をいいます。）を記載いたします。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行うことについては、原則としてインターネット上で開示いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付はいたしません。

3. 用語の定義

この小売選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「融雪装置」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水または温風を循環させ融雪のみを行う方式の機器をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、および地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (3) 「単位料金」とは、8. に定める基準単位料金（税抜）または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客様が融雪装置を使用し、融雪装置のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客様は、新たにこの小売選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時において当社とおお客様の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (3) 本契約の契約期間満了前に、契約または一般ガス供給契約に定める料金への変更をしたお客様が再度同一需要場所において本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約における解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません。（(4)において同じ）
- (4) 本契約の契約期間満了前に他の契約種別（供給契約に定める料金を除きます）への変更を申し込まれた場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの期間については、別表の料金表（料金表の基本料金、基準単位料金または8.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います）を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、一般ガス供給契約に定める料金表を適用

して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

ただし、降雪がない等の気象条件によって融雪装置が未稼動となり、使用量が認められない場合には、料金を算定いたしません。

(3) 当社は、お客様が1 需要場所に一般ガス供給契約に定める料金と、この小売選択約款に定める料金についてそれぞれのガスメーターを設置している場合であって、料金算定期間の末日が1 2月1 日から3月3 1日に属する場合には、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量に基づき、それぞれのガスメーターごとに早収料金を算定いたします。

(4) 当社は、お客様が1 需要場所に供給契約に定める料金と、この小売選択約款に定める料金についてそれぞれのガスメーターを設置している場合であって、料金算定期間の末日が4月1 日から1 1月3 0日に属する場合には、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1 個として一般ガス供給契約に定める料金を適用して、早収料金を算定いたします。((2) のただし書きを除きます)

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 2. (3) のとおりといたします

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1 立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1 立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トンあたり)

82, 620円

② 平均原料価格(トンあたり)

LNGおよびLPGそれぞれについて、別表2. (3) に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG 平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG の平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

$$= \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9702$$

$$+ \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0324$$

(備 考)

トンあたりLNG平均価格およびトンあたりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. その他

その他の事項については、一般ガス供給契約を適用いたします。

附 則

実施の期日

この小売選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

附 則

実施の期日

この小売選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 適 用

料金算定期間の末日が12月1日から3月31日に属する料金について適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）または8.の規定により調整単位料金を算定した場合にはその調整単位料金に、使用量を乗じた額といたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

①料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表

(1) 基本料金

1 か月につき	2, 9 1 5 . 0 0 円 (税込)
	2, 6 5 0 . 0 0 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 4 . 2 7 6 0 円 (税込)
	1 3 1 . 1 6 0 0 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに、8. の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。